

外国公務員贈賄防止に関する研究会
第1回 議事要旨

日時：令和2年1月7日（火） 13：00～15：00

場所：経済産業省本館17階第1特別会議室

<出席者>

佐伯座長、國廣委員、佐々木委員、澤口委員、下中委員、高委員、長澤委員、名取委員、春田委員、古本委員、和田委員、オブザーバー

<議題>

1. 外国公務員贈賄防止指針の改訂について

<議事概要>

【スモール・ファシリテーション・ペイメント（SFP）に関して】

- 不正競争防止法にはSFPの例外規定がなく、「営業上の不正の利益」の要件に該当するか否かが判断基準となる。この点が明確となるような記載を盛り込むべきではないか。
- SFPの記載に関し、許容される場合と許容されない場合があるのであれば、米国FCPAのリソースガイドなど、外国のガイドの記載を参考にし、整理を検討すべき。

【構成要件に関する記載について】

- 指針P. 22の「ただし、例えば、拒絶したにもかかわらず、・・・判断される場合があり得るが」の記載を削除するのであれば、前後の文で記載が整合するよう、修文すべき。
- 指針P. 20脚注のコメンタリー8における「利益」と不正競争防止法との関係に関し、両者の「利益」の記載が整合するように記載すべき。

【その他】

- 指針P. 17の有事対応体制の留意点について、より記載を充実させるべきではないか。
- 内部統制の分野では、近年「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」が策定されるなど動きがあるので、これらに合わせて、子会社管理など内部統制に係る記載を拡充・修正すべき。

以上